

委員会条例の一部改正について（案）

第 17 号議案「大阪府組織条例一部改正の件」等が可決された場合、委員会条例第 2 条に規定する常任委員会の所管を次のとおり改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>総務常任委員会</p> <p>副首都推進局に関する事項</p> <p>政策企画部に関する事項（危機管理及び安全なまちづくりに関する事項を除く。）</p> <p>総務部に関する事項</p> <p>財務部に関する事項</p> <p>会計局に関する事項</p> <p>他の常任委員会の所管に属しない事項</p>	<p>総務常任委員会</p> <p>副首都推進局に関する事項（<u>公立大学法人大阪に関する事項を除く。</u>）</p> <p>政策企画部に関する事項（危機管理及び安全なまちづくりに関する事項を除く。）</p> <p>総務部に関する事項</p> <p>財務部に関する事項</p> <p>会計局に関する事項</p> <p>他の常任委員会の所管に属しない事項</p>
<p>府民文化常任委員会</p> <p>万博推進局に関する事項</p> <p>スマートシティ戦略部に関する事項</p> <p>府民文化部に関する事項（<u>教育に関する事項を除く。</u>）</p> <p>I R 推進局に関する事項</p>	<p>府民文化常任委員会</p> <p>万博推進局に関する事項</p> <p>スマートシティ戦略部に関する事項</p> <p>府民文化部に関する事項</p> <p>I R 推進局に関する事項</p>
<p>教育常任委員会</p> <p><u>府民文化部のうち教育に関する事項</u></p> <p>教育委員会に関する事項</p>	<p>教育常任委員会</p> <p><u>副首都推進局のうち公立大学法人大阪に関する事項</u></p> <p>教育委員会に関する事項</p>

※施行日は、令和 6 年 1 月 1 日